

税だより

令和 8 年 10 月 13 日発行 No.2
真室川町 町民課 税務係
電話 62-2054 (町民課直通)
(内線 238、239、240、241)

税・保険料ごよみ（下半期）

●普通徴収分（納付書又は口座振替で納付）の納期限をお知らせします。

納付月	税金等の種類	納 期 限
10 月	町県民税（第 3 期）	11 月 2 日(月) ※10 月末は日曜のため
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第 4 期）	
	介護保険料（第 4 期）	
11 月	固定資産税（第 4 期）	11 月 30 日(月)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第 5 期）	
	介護保険料（第 5 期）	
12 月	町県民税（第 4 期）	12 月 25 日(金)
	介護保険料・後期高齢者医療保険料（第 6 期）	
	国民健康保険料（第 6 期）	12 月 28 日(月)
1 月	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第 7 期）	2 月 1 日(月) ※1 月末は日曜のため
2 月	国民健康保険料（第 8 期）	3 月 1 日(月) ※2 月末は日曜のため

☆期限内納付を心がけましょう

税金や保険料の納付はコンビニやスマホ決済で！

バーコードや eL-QR が印字されている納付書により、コンビニやスマホ決済で納付することができます。是非ご活用ください。

【利用できるコンビニエンスストア】

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、スリーエイト、ローソンストア 100、生活彩家、セイコーマート、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ポプラ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK 設置店、ヤマザキデイリーストア

※令和 8 年 10 月より、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、「eL-QR」による納付が可能になりました。（10 月以降に発行する「eL-QR」が印字された納付書が対象です。）
これにより、全国の対応金融機関窓口やインターネットバンキング等で簡単に納付いただけるようになります。

税に関する手続きについて

◆自動車等の申告漏れはありませんか？

軽自動車を「業者に売った」、「他人に譲った」、「住所を変更した」など所有者ではなくなった時や登録内容に変更があった場合は、手続きが必要です。

軽自動車税は、毎年４月１日時点の所有状況により課税されます。業者に依頼し、解体している場合であっても、廃車手続きが完了していなければ、翌年度も課税されます。

また、農耕作業用小型特殊自動車等（トラクター、コンバイン等）も、軽自動車税の課税対象となっているため申告の義務があります。

登録内容に変更が生じた場合は、申告漏れの無いよう、お手続きください。

車種の区分	申告先
◇原動機付自転車（125cc 以下） ◇特定小型原付 （電動キックボード等） ◇小型特殊自動車 ◇ミニカー	真室川町役場町民課税務係 TEL 62-2054
◇軽自動車 ◇二輪車	（社）山形県自家用車協会最上支部 TEL 0233-22-9850

◆家屋を解体したら、「滅失届」を提出してください

家屋を解体した場合には「滅失届」を提出していただく必要があります。

これに基づき現況を確認し、翌年度の固定資産税の対象資産から削除する運びになります。なお、宅地に係る住宅用地特例が解除され、固定資産税額が上がる場合がありますのでご留意願います。

「滅失届」用紙は町民課税務係窓口に備え付けていますのでお問い合わせください。